

# 特定非営利活動法人ヤスラギ 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ヤスラギという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市内に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、主に高齢者に対し集会所の提供及び様々な教室の開催事業並びに青少年に対して楽器、声楽教室及びコンサートの開催を行い、地域住民の社会生活の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 地域安全活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① 高齢者の交流促進事業
  - ② 音楽を通じた青少年健全育成事業
- (2) その他の事業
  - ① 物販事業
  - ② 賃貸事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

### 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

## 第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。)

その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成し

なければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書

面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならぬ。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 8 月 1 日に始まり翌年 7 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。



3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

## 第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	高東林
副理事長	長原久美子
理 事	長原一晃
同	金光順子
同	松木順女
同	孫錫淵
同	小原妙子
同	金谷佳志子
同	東宮貞雄
同	金圭瓊
監 事	呂英華

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 7 年 10 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 7 年 7 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 正会員入会金 0 円  
正会員会費 年額 1,000 円
  - (2) 賛助会員入会金 0 円  
賛助会員会費 年額 1,000 円

# 役員名簿

特定非営利活動法人 ヤスラギ

役職名	ふりがな 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	こう とうりん 高 東林		無
理事	ながはら くみこ 長原 久美子		無
理事	ながはら かずあき 長原 一晃		無
理事	かねみつ じゅんこ 金光 順子		無
理事	まつき じゅんめ 松木 順女		無
理事	そん すつきよん 孫 錫淵		無
理事	おばら たえこ 小原 妙子		無
理事	かなたに よしこ 金谷 佳志子		無
理事	きん ぎゅちゃん 金 圭瓊		無
理事	とうみや さだお 東宮 貞雄		無
監事	ろ よんふあ 呂 英華		無

# 設 立 趣 旨 書

特定非営利活動法人ヤスラギ  
設立代表者 高東林

## 1 趣 旨

近年、少子高齢化が進み日本において大きな社会問題となっております。  
年齢を重ねていくと、人と関わることが少なくなっていく傾向があります。  
現代社会の高齢者は他人との交流が著しく減り孤独を抱える高齢者が増加しています。  
このような状況が続くと、さまざまな問題が起こりやすくなります。  
他人との交流が減ると認知症になる可能性もあがるといわれており、倒れたときにも気づいてもらいにくくなります。  
高齢者にとって「交流」は非常に重要なものなのです。  
さきにも触れましたが、多くの人と交流している高齢者は、そうではない高齢者に比べて認知症を患いにくくなります。  
人と会うために約束をし、会話のタネを見つけ、語り合う時間は、認知症のリスクを下げてくれます。  
また、独居の高齢者は交流を増やすことで、何か異常があったときに人に気づいてもらいやすくなります。  
しかし人と交流することでしか得られない喜びがあり、その喜びは認知能力の上昇や機能の維持といった副産物ももたらしてくれます。

一方、日本における青少年の環境においても多くの問題を抱えております。  
高度経済成長は経済的な豊かさや多くの利便性をもたらしましたが、一方で都市化の進行による子どもの遊び場の減少、ライフスタイルの変化は、地域社会における人間関係の希薄化をもたらし青少年の行動、生活、意識にも大きな影響を与えてきた。  
核家族化、少子化が進行し、親の過保護・過干渉の傾向の中で、青少年の依存心が助長され、青少年が家庭や地域社会での人間関係を取り結ぶことを苦手にさせていることや社会的自立していく時期を以前より遅らせる状況を生じさせている。  
青少年自身が抱えている課題について、多様な価値観をもって学校や地域の活動に主体的に参画する中から、その解決を図り成長していく例は数多くある。  
人間関係の希薄化、身近な遊び場の減少、学歴偏重社会を反映した生活の変化などの影響で、青少年の成長に欠かすことのできない成長段階に応じた多様な体験の場や機会が失われてきている面もある。  
前記のような青少年を取り巻く社会状況の中で、今大切なことは、青少年自身が人間関係を取り結ぶ力を高めたり、積極的に社会的自立を図っていくことである。そのためには、家庭や地域において、成長段階に応じた自然や人々とのふれあいなどの体験の場や機会、同世代間、異世代間との交流の機会が多様に用意されていることが必要である。

今回、NPO 法人を設立し、周辺地域にお住いの高齢者の方や青少年に交流の場所を提供し、飲食を共に

して楽しんだり様々なレクリエーションを通じて交流を図っていただくことで地域の活性化も図りたいと考えます。

具体的内容としては、主に高齢者を対象とした集会（茶話会、食事会、懇親会、スマホやPC教室の開催）及び周辺地域の青少年を対象とした楽器、声楽教室及びコンサートの開催等を計画しています。今回 NPO 法人化することにより、営利を目的とせず法に基づく活動を行うことにより会計や活動内容を開示することでより多くの人々から支援賛同を受けて活動規模の拡大を図りながら組織として安定した事業運営を確立することで地域の高齢者や青少年との交流の輪を広げて、微力ではありますがこれからの少子高齢化が進む日本において、地域社会へ永く貢献していけるものと考えております。

## 2 申請に至るまでの経過

令和6年6月1日 設立総会開催

# 初年度事業計画書

成立の日から令和7年7月31日まで

特定非営利活動法人やすらぎ

## I 事業の実施方針

設立初年度にあたり、法人としての組織基盤を確立するため、法人の活動内容について積極的な広報活動を行い、会員の拡大を目指す。

特定非営利活動に係る事業については、①高齢者等に対し、高齢者の集いを開催することにより高齢者の交流の促進事業、②音楽を通じた青少年健全育成のため楽器、声楽教室及びコンサートの開催をすることにより多くの人々と交流し人格形成の助けとなるよう青少年健全育成事業を行う。その他の事業については、①物販の販売②事業実施時間外において賃貸事業を行い、その利益を特定非営利活動にあてる。

## II 事業の実施に関する事項

### 1 特定非営利活動に係る事業

#### (1) 高齢者の交流促進事業

【内 容】 主に高齢者を対象とした集会（茶話会、食事会、懇親会、スマホや PC 教室の開催等）の開催

【実施場所】 やすらぎホール

【実施日時】 週1回程度で不定期開催

【事業の対象者】 周辺地域の高齢者、一般市民

【収 益】 なし

【費 用】 280千円（人件費120千円、水道光熱費80千円、雑費80千円）

#### (2) 音楽を通じた青少年健全育成事業

【内 容】 周辺地域の青少年を対象とした楽器、声楽教室及びコンサートの開催

【実施場所】 やすらぎホール

【実施日時】 月1～2回 不定期開催

【事業の対象者】 周辺地域の青少年

【収 益】 なし

【費 用】 120千円（人件費80千円、水道光熱費20千円、雑費20千円）

### 2 その他の事業

#### (1) 物販事業

【内 容】 韓国食材、線香、蝋燭、仏具等の販売

【実施場所】 やすらぎ会館1階

【実施日時】 毎日 午前10:00～午後4:00

【事業の対象者】 希望者

【収 益】 220千円（1月平均売上20千円×11月）

【費 用】 110千円（仕入原価10千円×11月）

#### (2) 賃貸事業

【内 容】 ホールの時間貸し

【実施場所】 やすらぎホール

【実施日時】 依頼による（月に3～4回）

【事業の対象者】 利用希望者

【収 益】 110千円（1月平均売上10千円×11月）

【費 用】 10千円（雑費）

# 翌年度事業計画書

令和7年8月1日から令和8年7月31日まで

特定非営利活動法人やすらぎ

## I 事業の実施方針

設立2年目にあたり、引き続き法人としての組織基盤を確立するため、法人の活動内容について積極的な広報活動を行い、会員の拡大を目指す。

特定非営利活動に係る事業については、①高齢者等に対し、高齢者の集いを開催することにより高齢者の交流の促進事業、②音楽を通じた青少年健全育成のため楽器、声楽教室及びコンサートの開催をすることにより多くの人々と交流し人格形成の助けとなるよう青少年健全育成事業を行う。その他の事業については、①物販の販売②事業実施時間外において賃貸事業を行い、その利益を特定非営利活動にあてる。

## II 事業の実施に関する事項

### 1 特定非営利活動に係る事業

#### (1) 高齢者の交流促進事業

【内 容】 主に高齢者を対象とした集会（茶話会、食事会、懇親会、スマホや PC 教室の開催等）の開催

【実施場所】 やすらぎホール

【実施日時】 週1回程度で不定期開催

【事業の対象者】 周辺地域の高齢者、一般市民

【収 益】 なし

【費 用】 280千円（人件費120千円、水道光熱費80千円、雑費80千円）

#### (2) 音楽を通じた青少年健全育成事業

【内 容】 周辺地域の青少年を対象とした楽器、声楽教室及びコンサートの開催

【実施場所】 やすらぎホール

【実施日時】 月1～2回 不定期開催

【事業の対象者】 周辺地域の青少年

【収 益】 なし

【費 用】 120千円（人件費80千円、水道光熱費20千円、雑費20千円）

### 2 その他の事業

#### (1) 物販事業

【内 容】 韓国食材、線香、蝋燭、仏具等の販売

【実施場所】 やすらぎ会館1階

【実施日時】 毎日 午前10:00～午後4:00

【事業の対象者】 希望者

【収 益】 360千円（1月平均売上30千円×12月）

【費 用】 180千円（仕入原価15千円×12月）

#### (2) 賃貸事業

【内 容】 ホールの時間貸し

【実施場所】 やすらぎホール

【実施日時】 依頼による（月に10回）

【事業の対象者】 利用希望者

【収 益】 360千円（1月平均売上30千円×12月）

【費 用】 20千円（雑費）

# 初年度活動予算書

特定非営利活動法人ヤスラギ  
(単位：円)

成立の日から令和 7年 7月31日まで

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
<b>I 経常収益</b>			
1. 受取会費			
正会員受取会費	40,000	0	40,000
賛助会員受取会費	20,000	0	20,000
2. 受取寄附金			
受取寄附金	100,000	0	100,000
施設等受入評価益	0	0	0
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	0
4. 事業収益			
高齢者の交流促進事業収益	0		0
音楽を通じた青少年健全育成事業収益	0		0
物販事業収益		220,000	220,000
貸貸事業収益		110,000	110,000
5. その他収益			
受取利息	0	0	0
雑収益	0	0	0
経常収益計	160,000	330,000	490,000
<b>II 経常費用</b>			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	200,000	0	200,000
法定福利費	0	0	0
退職給付費用	0	0	0
福利厚生費	0	0	0
人件費計	200,000	0	200,000
(2) その他経費			
家賃	0	0	0
旅費交通費	0	0	0
通信運搬費	0	0	0
水道光熱費	100,000	0	100,000
雑費	100,000	10,000	110,000
仕入原価	0	110,000	110,000
その他経費計	200,000	120,000	320,000
事業費計	400,000	120,000	520,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0	0	0
給料手当	0	0	0
法定福利費	0	0	0
退職給付費用	0	0	0
福利厚生費	0	0	0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
会議費	0	0	0
旅費交通費	0	0	0
減価償却費	0	0	0
支払利息	0	0	0
その他経費計	0	0	0
管理費計	0	0	0
経常費用計	400,000	120,000	520,000
当期経常増減額	△ 240,000	210,000	△ 30,000
<b>III 経常外収益</b>			
1. 固定資産売却益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
<b>IV 経常外費用</b>			
1. 過年度損益修正損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	210,000	△ 210,000	0
当期正味財産増減額	△ 30,000	0	△ 30,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			△ 30,000



# 翌年度活動予算書

特定非営利活動法人ヤスラギ

令和 7年 8月 1日から令和 8年 7月 31日まで

(単位: 円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	60,000	0	60,000
賛助会員受取会費	40,000	0	40,000
2. 受取寄附金			
受取寄附金	200,000	0	200,000
施設等受入評価益	0	0	0
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	0
4. 事業収益			
高齢者の交流促進事業収益	0		0
音楽を通じた青少年健全育成事業収益	0		0
物販事業収益		360,000	360,000
賃貸事業収益		360,000	360,000
5. その他収益			
受取利息	0	0	0
雑収益	0	0	0
経常収益計	300,000	720,000	1,020,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	200,000	0	200,000
法定福利費	0	0	0
退職給付費用	0	0	0
福利厚生費	0	0	0
人件費計	200,000	0	200,000
(2) その他経費			
家賃	0	0	0
旅費交通費	0	0	0
通信運搬費	0	0	0
水道光熱費	100,000	0	100,000
雑費	100,000	20,000	120,000
仕入原価	0	180,000	180,000
その他経費計	200,000	200,000	400,000
事業費計	400,000	200,000	600,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0	0	0
給料手当	0	0	0
法定福利費	0	0	0
退職給付費用	0	0	0
福利厚生費	0	0	0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
会議費	0	0	0
旅費交通費	0	0	0
減価償却費	0	0	0
支払利息	0	0	0
その他経費計	0	0	0
管理費計	0	0	0
経常費用計	400,000	200,000	600,000
当期経常増減額	△ 100,000	520,000	420,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	520,000	△ 520,000	0
当期正味財産増減額	420,000	0	420,000
前期繰越正味財産額			△ 30,000
次期繰越正味財産額			390,000